

令和7年9月2日

# 入札依頼書

入札参加業者様

大阪市東淀川区社会福祉協議会

## 1 件名

大阪市東淀川区社会福祉協議会 エレベーター改修工事

## 2 履行場所

大阪市東淀川区菅原4-4-37 東淀川区在宅サービスセンターほほえみ

## 3 工事期限

令和8年12月末までに工事完了し使用可能な状態にすること。

※具体的スケジュールについては、落札後に受注者と協議のうえ決定する。

## 4 入札参加資格

次のいずれかに該当すること

(1) 大阪市または大阪府の入札参加資格を有すること。

(2) 本件と同等のエレベーター改修業務を元受けとして施工した実績があること。

但し、入札参加申し出の際に施工実績情報（CORINZ）等を添えて提出することを条件とする。

## 5 入札参加

入札に参加を希望する場合は、別紙「入札参加申出書」を、令和7年9月9日（火）までに、本会あてメールまたはFAXにより提出し、原本は見積書と合わせて提出のこと。

## 6 現地調査

必ず現地調査を実施することとし、調査希望日を担当者あて連絡のこと。

## 7 仕様

別添仕様書のとおり

## 8 支払い条件

費用支払いについて、一部金として支払いが必要な場合は、落札後に受注者と別途協議する。

## 9 入札日時

令和7年9月18日（木） 午前11時 ※立ち合いの必要はありません。

## 10 提出物

(1) 見積書（指定様式なし）

※該当業務に係るすべての経費を含むこと。（消費税込み）

(2) 入札参加申出書（原本）

※先にメールまたはFAXで提出のこと。

(3) 施工実績情報（CORINZ）等

(4) 機種のカタログ

(5) 会社パンフレット及び本契約と同種の実績がわかるもの

※本会と取引実績がない業者のみ。

## 11 提出方法

持参または郵送（郵送記録証明ができるものとする）にて期限までに必着のこと。

## 12 選定方法

入札金額（総額）の最も低い業者を落札業者とする。

## 13 その他

- ・ 本業務履行にあたっては関係法令を遵守すること。
- ・ 緊急事態の発生に備え、本業務履行中は24時間対応できる体制をとること。
- ・ 本業務を第三者に再委託をする場合は事前に申し出ること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、発注者と受注者の双方が協議のうえ決定するものとする。
- ・ 質問がある場合はメールにより9月9日（火）午前中まで受け付け後日参加希望者全員に回答をメールにて送付する。

## 14 担 当

大阪市東淀川区社会福祉協議会（担当：岩佐・川原）

住 所： 大阪市東淀川区菅原4-4-37

電 話： 06-6370-1630

e-mail： hy-soumu@hohoemi-kushakyo.or.jp

## 大阪市東淀川区社会福祉協議会 エレベーター改修工事に係る仕様書

### 1 件 名

大阪市東淀川区社会福祉協議会 エレベーター改修工事

### 2 工事期間

#### (1) 期 間

契約日から令和8年12月末日まで

※エレベーターの停止期間は1か月以内とする。(工事スケジュールは落札業者と調整)

#### (2) 作業可能日及び時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後7時まで

土曜日～日曜日 午前9時～午後5時まで

※いずれも作業可能時間までに作業を終了し撤収すること。

※上記時間外に作業を行う場合は本会と別途協議のうえ必ず事前承認を得ること。

但し、早朝や夜間時に作業する場合は近隣への騒音対策は十分講じること。また、近隣からのクレーム等があった場合は、落札者が対応すること。

### 3 費用負担

(1) 原則として当業務にかかる一切の費用は落札者が負担すること。

(2) 上記(1)のうち、使用する電気・水道については本会が負担する。

(3) 業務中に落札者の責に帰する事由で、本会または第三者に損害を与えた場合は、落札者の負担でその損害を賠償しなければならない。

(4) エレベーター改修に係るすべての経費(作業費・廃棄手数料・等)を見積書に含むこと。

※具材等の高騰による入札額変更は認められません。

### 4 工事概要

エレベーター改修内容について、改修機器の駆動方式は「ロープ式」とし、本仕様書に記載されていない事項や詳細について、疑義が生じたときは発注者と受注者の双方が協議のうえ決定するものとする。

(1) 使用できる既設品は使用することとし、新規品に改修すること

(2) 昇降機の耐震対策、安全基準に対応すること。

(3) 養生について、床、壁、搬入ルート全てにすること。

(4) 工事に際しては工程打合せを密に行い、本会の運営に支障がでないように努めること。

## <その他>

- (1) 官庁届出（騒音・消防）をおこなうこと。
- (2) 作業によって生じた廃棄物等については、適切な方法で処理すること。
- (3) 関係法令等に基づき、届出等が必要な場合は適切に対応すること。
- (4) 作業について、安全対策を十分講じること。
- (5) 近隣に対して事前に周知を行うとともに、工事に関する苦情等には対応すること。
- (6) 工事工程表、改修後のエレベーター仕様表、図面、施工写真、検査報告書を提出すること。
- (7) 本業務を第三者に再委託をする場合、すべての責は落札者が負うこと。
- (8) エレベーター改修に伴う建築確認申請等すべては落札者により行うこと。

## 5 検収・保証

- (1) 検収内容：施工完了後に試運転にて性能を満足することを確認し検収とする。
- (2) 保証期間：検収後1年
- (3) 保証内容：保証期間において、設計、製作、施工等の不備による故障及び破損に対しては施工会社が無償にて改善復旧対応すること。但し、天変地異、操作ミス、故意により生じた故障及び破損、消耗品等については保証範囲外とする。

## 6 見積項目・エレベーター改修工事

- (1) 新設機器の設置
- (2) 機器交換工事
- (3) 養生費
- (4) 産廃代行
- (5) 諸官公手続費（確認・完了検査・事務代行含む）
- (6) 付帯工事

## 7 工事付帯事項

- (1) 工事に用いた電力、上下水道は支給します。
- (2) 資材置場は確保します。（車両1台分）
- (3) 本見積仕様書に未記載事項については別途協議とする。

○ 既存エレベーター諸元

用 途：乗車兼車いす用

型 式：日立エレベーター製 機械室あり

駆 動 方 式：ロープ式

電動機容量：8.5 kW

積 載 量：1 4 5 0 kg（定員2 2名）

速 度：6 0 m/min

停 止 箇 所：6 箇所（1～6階）

台 数：1 台

設置年月日：平成9年1月

○ 交換機器類

- 1 制御盤、ロープ、リミットスイッチ
- 2 巻上機
- 3 かご内液晶インジケーター、操作盤（開延長ボタンあり）
- 4 かご内車いす用正副操作盤
- 5 天井照明 LED 化
- 6 乗場押しボタン
- 7 車いす用乗場押しボタン
- 8 停電時自動着床装置
- 9 鏡、手すり（ステンレス製・2本）、かご内荷摺板
- 10 視覚障がい者仕様
- 11 かご側板フィルム貼（側板、扉、天井）
- 12 かご床シート貼

○新設機器類

- 1 マルチビームドアセンサー
- 2 初期微動付地震管制運転（震度4以下）
- 3 O 9耐震構造強化